

紹介

松井 透著

『イギリス支配と

インド社会』

本書は、一九世紀初頭の第二次マラータ戦争によりイギリス東インド会社領に加えられた、北インド現ウタルプラデーシのメーラト県に焦点をあて、一九世紀前半の同地域での「植民地社会の形成」の実態に迫ろうとしたものである。時代は一八三〇年代に限定されるが、同地域はその二〇年後に民族大反乱の舞台となる。書名から明らかなごとく、設定された観点はイギリス支配とインド社会の二つであり、一方から浮かび上がってくる問題に他方の観点から答を出すことが意図されている。この分析視角を忠実に反映し、全体は三章から構成される。すなわち、第一章には「イギリス支配の虚像と実像」、第二章には「インド社会の光と影」の標題が掲げられ、第三章が結論部である。

イギリス支配側からのアプローチの素材

は、メーラト県副徴税官代行（ヘンリー・エリオット）であり、彼の残した同県地稅行政について定めたベンガル政庁一八二二年第七条例は、低開墾國への、社会科学上の理論的成果導入の先駆的試みであり、リカードの地代論を立案の根拠としていた。しかしその実施状況が惨憺たるものだったため、同条例の原則は維持しつつ、実務の簡素化を狙って、一八三三年第九条例が制定された。エリオットの任務はその施行を軌道に乗せることにあった。

旧条例は、前詰めれば、差額地代を全額として算出し、それを土地所有者と政庁の間で配分することを命じていたが、問題は、この差額地代の理論上の性質と、それを北インドの現実の中でどう捕捉すればよいのか、地稅とりきめ担当官たちにとり不明確なことにあった。では新条例は旧条例のどの部分を残し、どの部分を廃棄したのか。土地所有者と政庁の取り分の比を一對五を下限として定めた条文が、手つかずのままであることが注目される。英本國では許されるはずのない高率の取奪を続ける彼らにとり、現行システムこそ生産的經濟

活動への課税を低く抑えるものだと正当化してくれる「權威ある經濟理論」は、とうてい捨て去ることのできないものになっていた。他方、新条例は、従来の複雑な調査方式による純生産額の算出を不要にした。しかし経験的な地代額推知への努力が期待されており、ここでもイギリス人の地代論への強い執着が看取される。勤勉には報酬、遊惰にはペナルティ、という課稅方式の公正さは、イギリス人官吏にとっては自明だった。だが、具体的作業手順を示す段になると、地代論の理論的枠組みは無用の長物でしかなく、インド伝統の地稅制度を基準にし、その調査・改訂に専心するという色彩が強まらざるをえない。

エリオットにしてもヨーロッパ近代文明の子であることにかわりはなく、地代論の大筋を前提にしての職務遂行に努めていた。しかし彼は、インド社会・文化に興味を持ち、それをむやみに壊すべきではないとの心情を共有する知印派の系譜に属する人物であり、矛盾する複数の原理を現実の中にとりこんで、プラクティカルに事態を解決しようとするバランス感覚を備えてもいた。村々を順次訪問しながら行なわれる地稅と

りきめ作業がインド社会に波紋を広げてゆく中、自らの良識への強い自信に支えられて行動する一イギリス人エリオットの姿が、いきいきと描き出される。

第二章では、エリオットの残したデータを手掛りに、当時のメーラト県の有様が詳細に再現される。三・四・五節は、付録図表に収められた統計史料の解析にあてられており、後学の徒にとって極めて刺激的な部分である。戦乱期に荒廃した同県であったが、平和が回復するにつれ、復興のきざしを見せ始めていた。そこで更に、戦禍が及んだのはどの地域であり、どこが復興しはじめたのかにまで注目すると、同一県内でも、地域によって異なる種々の事情が存在していたことが浮かび上がってくる。第六節はこのような問題を取り上げ、自然的条件、歴史的・社会的条件（特に主要な居住カースト）を説明しようとする。

イギリス人たちは、課税の便宜のため、住民の間の所有権有無の区別をはっきりとした形で表わそうと企てた。しかし、インド社会伝統の地代は原理的に収獲の一定割合を徴集するものであり、これを差額地代とみなすことは元来無理であった。「正当

な」課税対象がどこまでいってもみつからぬ、というイギリス人たちの直面した齟齬のメカニズムが、小作形態の分析の中で明らかにされる（第八節「耕作者、自作と小作」）。第九節「土地所有」では、イギリスの視点からの研究の蓄積のみを用い、イギリス支配により整理された土地制度をイギリス支配が定義した用語で説明して植民地支配期については事足りりとする研究姿勢、逆に、イギリス人の持ちこんだ道具だてすべてを切り捨て、「純粹にインド的」な村落生活だけを考えようとする姿勢、の双方が批判され、具体的な土地所有形態を復元しつつ、次のような仮説の検証が試みられる。すなわち、イギリス支配成立時にはさまざまな形態の土地所有がメーラトの地域社会内に存在していたが、その中へ分け入ったイギリス人は、土地所有と課税の原理をリンクさせる独自の方法を押し通した。そして一八三〇年代には、意図したほどの強度ではなかったが、一定の衝撃を同県の土地所有に与え、持分権の記録、土地の分割を進めて、共同体内の力関係にも変動を生じさせ始めていたのではないかと。

北西州においてイギリス支配は、それを末端部分で担う組織については、既存のもを利用するほか方法がなかったため、村々をその統制下に取りこんだが、村以上のレベルの地域組織については無視した。結果、地域社会のまともには弱体化し、個別的要因の顕在化、個別的利益主張の横行という方向へ、植民地社会は動き始めることになる（第一〇節「地域社会」）。

第三章では、エリオットの手になるメーラト県の農作統計を利用し、農民たちが何を栽培し、どのような生活を営んでいたかが描かれ、ついでエリオットが報告書にその調査結果を挿入したメーラト郡ジャウタリ村の事例が考察される。同村農民は、所与の条件を十分に利用してより多く耕し、灌漑施設を有効に活用した揚句、最高率の税を課せられる破目に陥った。地稅支払いに苦しみ、ついに差押えを受け、競売に付されて、村全体が金貸し・商人の手に渡ってしまった。イギリス人が唱えた「文明の統治」（ここでは地代論）は、前提条件を誤認し、理論及びその適用方法の両面で欠陥を含んでいたため、結局、現状尊重の立場（土地に対する課税でなく、農業生産に

対する課税)を受け入れざるをえなかった。全体的脈絡から切り離されて導入された新制度が、伝統文化の一部を破壊しつつ、同時に従来への制度を部分的に残し、あるいは強化させるといふ「選択的石化現象」が生じてしまったのである。これが本書全体の結論でもあろう。

取り扱いの困難さの窺われる手書き資料が縦横に駆使され、本来無味乾燥なものであるはずの公務文書が本書では雄弁である。鮮やかに加工処理された教的データは、植民地支配の具体的ディテールをも照らし出す。読み進むうち、読者は、教授の主筆される研究プログラムあるいは特殊講義に、参加を許されたかのような思いを味わうことになる。

(B5判 四〇五頁 一九八七年三月
東京大学出版会 一八、〇〇〇円)
(本田誠彦 京都大学大学院生)

神戸大学文学部
日本史研究室 編

『中川家文書』

本書は、神戸大学文学部日本史研究室に

所蔵される、もと豊後岡(竹田)藩主中川家伝来の文書二八三点(包紙や袋のみのものを除けば二四一点)を、高尾一彦・藤井譲治・横田冬彦の三氏を中心に、大学院学生らも協力して公刊されたものである。

中川氏は、摂津豊島郡中川村が本貫地といわれる摂津国人の一人で、織田信長の上洛後茨木城主となった瀬兵衛清秀が中興の祖とされる。山崎の戦では、清秀は羽柴(豊臣)秀吉の先陣をつとめて活躍、以後秀吉に属し、賤ヶ岳の戦では大岩山を守って討死した。後をついだ嫡子秀政は播磨三木城主となり、朝鮮出兵に従軍したが、陽智付近で鷹狩の最中に伏兵にあつて殺された。もっとも秀吉には「無人にて番所見及罷出、待伏に逢手負候て、相果候」と報告された。それでも秀吉は覚悟なき曲言と怒ったが、父清秀の忠節に免じて、秀政の弟秀成に跡目が安堵された。秀成は文禄二年(一五九三)豊後岡六万六千石に移封、関ヶ原の戦には徳川家康に通じた。もっとも秀成は時に豊後にいたため大きな戦功の機会はなかったが、所領の保持に成功し、子孫は岡着七万石余を領して明治維新にいたった。中川氏は、こうして、畿内の国人か

ら、信長、秀吉の時代と関ヶ原、さらには大阪の陣をのりこえて近世大名に転進した、数少ない大名の一人である。

本書収載の文書は、以上の清秀・秀政・秀成の三代、および秀成の子久盛、孫久清時代のものが大半をしめる。発給者からみれば、織田信長は、天正八年の朱印状が一通のみであるが、秀吉は七二点、うち四点は花押をすえた書状、朱印状は実に六八點(ただしうち三点は写)に達する。秀政の不慮の死のあと秀成に跡目を安堵した(天正二十年)極月六日付の朱印状もむろん含まれる。ついで豊臣秀次五点、豊臣秀頼五点、徳川家康一点、徳川秀忠五二点、と朱印状や黒印状があり、以上で全体の三分の二近くをしめる。いずれも本書によってはじめて紹介される新史料である。

織豊期から江戸初期の新史料、しかも秀吉や將軍家の朱印状・黒印状等を中心にしただけまとまって新たに紹介されることだけでも驚異であるが、その内容も以上の中川氏の歴史とかさね合せて興味をそそられるものが多い。とりわけ六八點もの秀吉の朱印状は、中川氏や豊臣政権の重要な新知見を多数含んでいるし、秀吉朱印状自体の